

令和4年度エコえひめ取組支援事業実施要領

第1 目的

持続可能な農業生産の推進・普及拡大のためには、愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ認証制度）への取組を支援し、消費者の信頼を確保することによって更なる面積拡大へつなげる好循環を生み出すことが重要である。このため、エコえひめ農産物を生産・販売する生産者に対し、栽培、販路開拓等に係る経費を補助することで、制度の普及・推進を図ることを目的とする。

第2 事業主体等

事業主体及び事業内容、並びに採択要件は別表のとおりとする。

第3 事業実施計画の承認申請

事業主体がこの事業を実施しようとするときは、エコえひめ取組支援事業実施計画承認申請書（様式1号）に関係書類を添え、別に定める期日までに知事に提出する。

第4 事業の承認

知事は、事業主体から事業実施計画承認申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは事業主体に対し承認通知を行うものとする。

第5 事業実施計画の重要な変更

次に該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書（様式2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 県補助金の増減
- (2) 事業内容間の県補助金の流用
- (3) 事業主体の変更
- (4) 事業の新設又は廃止

第6 県の助成

知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第7 事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

<p>事業主体</p>	<p>原則、愛媛県特別栽培農産物等認証要綱（平成15年4月1日施行、平成29年12月7日改正）第3条第10号に規定する「確認責任者」及び同条第12号に規定する「精米確認者」とする。</p>
<p>事業内容</p>	<p>エコえひめ認証制度を推進するため、エコえひめ農産物の栽培や販売拡大等を実施するのに必要な次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 販路開拓支援 エコえひめ農産物の販売促進・PR活動</p> <p>(2) 又は(3)に取り組む場合は必須とする。</p> <p>(2) 栽培支援 エコえひめ農産物の生産及び出荷を行う者に対する補助 補助対象は、エコえひめ認証制度において、令和3年度及び令和4年度に生産登録及び出荷認証を受け、エコえひめ農産物を生産・出荷・販売する事業実施主体とする。ただし、学生は対象外とする。</p> <p>(3) 新規参入者支援 エコえひめ認証制度新規参入時の認証マーク印刷</p>
<p>採択要件</p>	<p>エコえひめ認証制度に基づく生産登録・出荷認証を受け、令和4年度にエコえひめ農産物を生産・出荷していること。エコえひめ農産物の販路開拓に取り組んでいること。</p>